

河川維持業務 特記仕様書

第1条 施工管理等

1. 工事写真は同一箇所から施工前・施工状況・施工後を対比できるように撮影し、撮影箇所は3箇所以上とすること。また、積込運搬状況・処分場搬入状況についても撮影すること。（今回の工事写真は、電子納品の対象とする。）
2. 伐木等の完了時には出来形図及び数量表を提出し、監督員の立会を受けること。
3. 施工後に再度繁茂した場合等、監督員の出来形確認を実施している箇所については、再施工義務の対象外とする。

第2条 伐木により発生する伐採木等の処分等

1. 受注者は、本業務の実施にあたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
2. 受注者は、除草等により発生した廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合には、海陽町の一般廃棄物処理業（収集・運搬）及び一般廃棄物再生利用業の許可業者と契約しなければならない。

第3条 その他

1. 伐採木のうち、「径 15cm 以上、長さ 5m 程度」のものを、那賀郡那賀町中山（日新商事（株））へ運搬し、売却控除するものとする。
なお、搬出に先立ち、受け入れの可否等、受け入れ側と調整した後、搬出することとする。
2. 上記以外で疑義のあるものについては監督員と受注者で協議のうえ、決定するものとする。

第4条 建設発生土の利用

1. 本業務は、次に掲げる工事からの建設発生土を使用するものとする。なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

工 事 名	H30波土 海部川 海陽・吉野 河川工事 (2)
箇 所 名	海部郡海陽町吉野 (第2分割)
運 搬 距 離	L = 1.5 k m

南部総合県民局長 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

- ※ 1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※ 2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。